

関連する計画等の概要

国土形成計画(全国計画) 概要

2023年(令和5年)7月閣議決定

新たな国土の将来ビジョン

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

デジタルとリアル融合による 活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横断の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

〈広域的な機能の
分散と連結強化〉
階層間のネットワーク強化
〈持続可能な生活圏
の再構築〉

- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点等を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

デジタルの徹底活用による場所や時間の
制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靱性(レジリエンス)の向上

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完)
- 「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換)
 - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
 - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
 - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジタル活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互
連携
効果
の
発揮

持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化)
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再エネ導入、ハイブリッドダム等) 等

人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える

国土基盤の高質化

- 防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の下支え
〔機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化〕
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化

- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

地域を支える人材の確保・育成

- 包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こどもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクトネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化・スポーツ及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

新しい資本主義、デジタル
田園都市国家構想の実現

地方創生2.0の趣旨

- 都市も地方も、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させ、人口減少対策につなげる。
- 国は、国でなければできないこと、国として挑戦せねばならぬことに取り組む。省庁の縦割りを排し、各省連携して施策を「統合化」、「重点化」して推進する。
- 地方は、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、自主的・主体的に取り組む。

「基本的な考え方」のポイント

- 「基本的な考え方」として、以下の5点を年末に向けて検討。
 - (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - (2) 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
 - (3) 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
 - (4) デジタル・新技術の徹底活用
 - (5) 「産官学金労言」のステークホルダーの連携など、国民的な機運の向上

経済安全保障とそれを支える経済力の強化

- 自主的な経済的繁栄等を実現するため、経済安全保障政策を戦略的に進めるとともに、官民連携で、我が国の平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる経済力の強化、エネルギー安全保障、サイバーや宇宙の安全保障に関する政策を推進する。

1. 経済安全保障の推進のための戦略的アプローチ

- 我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化等に向けた必要な経済施策を総合的、効果的に講じていく。
例) サプライチェーンの強靱化、外国による経済的な威圧への効果的取組、データ・情報保護、技術育成・保全
- 経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調して取り組んでいくことが必要。
- 経済安全保障推進法は、喫緊の課題に対応するため、①重要物資、②基幹インフラ、③先端重要技術、④特許出願非公開に関する制度を措置。同法に基づく、様々な施策(※)を活用して、我が国の自律性、優位性、不可欠性の確保に努める。
(※) 例えば、重要物資の供給確保に関しては、①補助金や低利融資による投資支援のみならず、②独禁法に係る規制当局との調整、③関税定率法に基づく調査、④国が備蓄や生産を委託し、物資や原材料を事業者に譲渡する、また⑤物資に係る調査を行うことができる。

2. 国力としての経済力の強化、エネルギーや食料等資源の確保等

- 我が国経済は海外依存度が高いことから、経済・金融・財政の基盤が我が国の安全保障の礎。その強化に不断に取り組むことが必要。経済力の強化は、安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。
- 国民生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。
- その他、サイバー安全保障分野や宇宙安全保障分野での対応力の向上を図る。

経済安全保障の推進
のための戦略的アプローチ

経済安保推進法の
着実な実施、
不断の見直し

国力としての経済力の強化
エネルギー・食料等資源
の確保等

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

- ・デフレから完全脱却、成長型経済を実現させる千載一遇のチャンス。
 - ・二度とデフレに戻らせることなく、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていく。
- ・「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」が移行のカギ。
 - ・本年、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現。来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着。

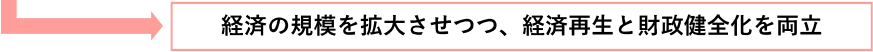
第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」	2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化	3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応	4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応
(1) 賃上げの促進 ・最低賃金について、2030 年代半ばまでに1,500 円となることを目指す目標のより早期の達成 ・非正規の正規転換、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用、被用者保険の適用拡大、男女間賃金格差是正等 ・公的サービスである医療・福祉分野における賃上げ ・建設業、トラック運送業等の賃上げ、労務費の基準及び標準的運賃の活用、農林水産業・食品産業での合理的な価格形成、新たな法制度等 (2) 三位一体の労働市場改革 ・全世代のり・スキリング（教育訓練給付の拡充、団体等検定の活用等） ・ジョブ型人事（職務給）導入のための指針作成 ・成長分野への労働移動を円滑化する、求人・求職・キャリアアップに関する情報の整備・集約、各種情報を可視化するプラットフォームの整備 ・労働市場改革を進めるための国民会議の開催の検討等 (3) 価格転嫁対策 ・サプライチェーン全体での「構造的な価格転嫁」の実現（独禁法等の執行強化、下請法改正の検討、約束手形廃止に向けた工程の検討等） ・「労務費指針」の周知徹底、交渉用フォーマットの業種の特性に応じた展開・活用 ・官公需の期中の契約変更等への対応のための予算確保、最低制限価格制度等の適切な活用	(1) 人手不足への対応 ・カタログ型の省力化投資支援 ・人手不足感が高い業種（運輸・宿泊・飲食等）における自動化技術の利用拡大のための自主行動計画の策定、リスキリング ・人手不足の資格職等での「分業」の推進 ・大企業による中堅・中小企業との協働の奨励、新技術・商品の共同開発、副業・兼業を通じた人材派遣等 (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力 ・金融支援のコロナ禍以前の支援水準への回帰、経営改善・再生・再チャレンジの支援への重点化、エキサイティも活用した成長支援 ・事業承継及びM&Aの環境整備（事業承継税制の役員就任要件見直しの検討、第三者承継の促進策の検討、仲介手数料体系の開示、PMIの促進、地域金融機関による支援促進等） ・地域経済を牽引する中堅企業、成長を目指す中小企業等の設備投資、M&A・グループ化等の促進 (3) 輸出・海外展開 ・「新規輸出1 万者支援プログラム」登録者の輸出実現と海外事業の拡大に向けた支援充実 ・地域商社等による中堅・中小企業の販路開拓の促進等	(1) DX ・公的基礎情報のデータベースの整備・利用促進 ・G空間情報の整備・利用拡大と社会実装に向けた、準天頂衛星等の更なる整備や衛星データ利活用 ・D F F T の推進、A I の競争力強化と安全性確保の一体的推進 ・次世代半導体量産等に向けた必要な法制上の措置を検討 ・デジタル・ガバメント/医療・介護・こどもD X /教育D X /交通・物流D X /防災D X /観光D X の推進 (2) GX・エネルギー安全保障 ・2024年度中を目途に「G X 国家戦略」の策定、「エネルギー基本計画」等の改定 ・省エネ支援の推進、再エネの導入拡大、原子力の活用、低炭素水素等の社会実装 ・成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行等 ・A Z E C 構想の実現と国産海洋資源の技術開発 (3) フロンティアの開拓 ・宇宙技術戦略に基づく取組の推進、宇宙戦略基金による支援、宇宙活動法の改正に向けた検討等 ・海洋開発等重点戦略に基づく取組推進、「海しるビジネスプラットフォーム」の構築、海洋政策の司令塔機能の抜本的強化 (4) 科学技術の振興・イノベーションの促進 ・フュージョンエネルギー、量子、A I、バイオ、マテリアル、半導体、6 G、健康・医療等の分野における研究開発等の推進等 (5) 資産運用立国 ・アセットオーナー・プリンシプルの策定 ・国家戦略特区を活用した金融・資産運用特区の推進 ・iDeCoの拠出限度額等の上限引上げの検討等	(1) スタートアップの支援・ネットワークの形成 ・スタートアップ人材の育成、アントレプレナーシップ教育の充実 ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化 ・公共調達を通じたスタートアップ支援、行政とスタートアップのマッチング機会の拡充 ・出口の多様化に向けたM&Aの活性化、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出 (2) 海外活力の取り込み ・自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化 ・貿易DX、日本企業の海外展開促進、2030年を見据えたインフラ海外展開戦略の見直し、グローバル・サウスとの面的な連結性の向上 ・2030年までの対日直接投資残高100兆円という目標の早期実現に向けた優先プログラム等の推進 ・「U H C ナレッジハブ」設置、医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開、ワクチンアライアンスへの貢献等 ・コンテンツ産業の海外展開支援（クリエイター育成、ロケ撮影誘致、取引適正化指針作成等） ・外国人材の受入れ体制の整備 (3) 大阪・関西万博の推進 ・2025年の開催に向けた参加国等の確保、会場建設、社会課題の解決につながる技術の実証・実装・発信、全国的な機運醸成
5. 地方創生及び地域における社会課題への対応	6. 幸せを実感できる包摂社会の実現	7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応	8. 防災・減災及び国土強靱化の推進
(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開 ・「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえた新展開（人口減少、東京一極集中等の課題への対応） ・デジタルの力を活用した地方創生の加速 ・地域社会のニーズに合わせた先端技術の社会実装等に取り組むモデル地域の創出 (2) デジタル行財政改革 「デジタル行財政改革取りまとめ2024」に基づく取組の実行 (3) 地方活性化及び交流の拡大 ・持続可能な国土形成と交通の「リ・デザイン」（コンパクトなまちづくり、地域交通、整備新幹線、リニア中央新幹線、物流・人流ネットワークの機能強化等） ・個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大（二地帯居住・多拠点生活推進等） ・持続可能な観光立国の実現（インバウンド誘客、高付加価値な観光地づくり、オーバーツーリズム対策等） (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障 ・基本法改正を受け、初動5 年で集中的な構造転換 ・食料安全保障の強化、農林水産物・食品の輸出促進	(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり ・独居高齢者等に対する対応、認知症施策の推進 ・孤独・孤立対策 ・就職氷河期世代の支援（中高年層向けの就労支援と就労に向けたり・スキリングを含む幅広い社会参加支援） ・女性版骨太の方針2024に基づく、女性の採用・育成・登用、女性の健康への支援 (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現 ・偽広告の詐欺に対する抑止・対処能力の強化 ・信頼性の高い機能性表示食品制度の構築、カスターハラスメント対策、花粉症対策、クマ被害対策等 ・心豊かで多様性と活力ある文化芸術立国の実現 ・スポーツを通じた地方創生、経済成長、健康増進等による社会の活性化	(1) 外交・安全保障 ・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた各国との協力連携 ・グローバル・サウスへの関与の強化、ウクライナ及び周辺国への強力な支援 ・O D A を触媒とする民間資金動員を含む様々な形でO D A 拡充、O S A の戦略的な推進・強化 ・「ヒロシマ・アクション・プラン」の実施、日朝平壤宣言に基づく、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決等 ・国家安全保障戦略等に基づく防衛力の抜本的強化、力強く持続可能な防衛産業の構築等 ・新設される統合作戦司令部の下、平時から有事までシームレスに対応できる体制の構築 ・武力攻撃を想定したシェルター確保の推進等 ・サイバーセキュリティの強化、能動的サイバー防御の実施に向けた法案の早期提出等 (2) 経済安全保障 ・国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築 ・安全・安心に関するシンクタンクの設立準備 ・重要経済安保情報保護活用法の施行準備 ・国家安全保障局を司令塔とする推進体制の強化	(1) 防災・減災及び国土強靱化 ・「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を推進 ・「防災・減災、国土強靱化のための5 年加速化対策」に基づく取組の推進 ・「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に着手 ・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 ・次期静止気象衛星等を活用した防災気象情報の高度化 ・船舶活用医療等の推進、家計向け地震保険への加入促進、消防・防災D X 、火山対策等 (2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興 ・東日本大震災からの復旧・復興（第2 期復興・創生期間での復興事業の役割全う、A L P S 処理水処分についての安全性確保と風評対策・なりわい継続支援、福島イノベーション・コースト構想の推進等） ・能登半島地震からの復旧・復興等（生活・生業の再建、インフラ等の復旧、復興基金における取組の支援、奥能登版デジタルライフラインの整備への支援等）

第3章

中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

中長期のミッション	少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現	計画期間	人口減少が本格化する2030年度までの6年間
-----------	--	------	------------------------



経済の姿	- 人口減少が本格化する2030年代以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保、更にそれよりも高い成長の実現を目指す 2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野
------	---

新たなステージを目指すための5つのビジョン

社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大	誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現	経済・財政・社会保障の持続可能性の確保
地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成	海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換	

中期的な経済財政の枠組み

基本的考え方	財政健全化目標	予算編成
- 経済あつての財政との考えの下、生産性向上、労働参加拡大、出生率向上を通じて潜在成長率を高める - 官民挙げて積極果敢な国内投資を行い、企業部門の投資超過へのシフトを促す - 経済・財政・社会保障を一体として相互に連携させながら改革 - 賃金や調達価格の上昇を適切に反映しつつ、新技術の社会実装やDX、公的サービスの広域化・共同化や産業化を推進 - 歳出構造を平時に戻すとともに、成長と分配の好循環を拡大	- 財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組む 今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意 2025年度の国・地方PB黒字化を目指すとともに 計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進 - 経済あつての財政であり、現行の目標年度を含む上記目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない	- これまでの歳出改革努力を継続（2025～27年度） - 日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において具体的に検討 - 重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない 機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む

主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築 - 医療・介護サービスの提供体制等 - 国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進 - 地域医療構想の在り方等(法制上の措置を含めて検討、本年末までに結論) - 医師の偏在是正(総合的な対策のパッケージを本年末までに策定) - 医学部定員の適正化（2027年度以降の定員適正化の検討を速やかに実施） - 医療・介護保険等の改革 - 各種医療保険制度における総合的な検討（関連法案の提出含む） - 介護保険制度について、2割負担となる「一定以上所得」の判断基準の見直し等を第10期介護保険事業計画期間の開始前までに検討し、結論を得る	- 予防・重症化予防・健康づくりの推進 - 第3期データヘルス計画に基づき保険者と事業主の連携（コラボヘルス）を深化 - ウェアラブルデバイスに記録されるライフログデータを含むPHRの活用、民間団体による健康づくりサービスの「質の見える化」を推進 - 創薬力の強化等ヘルスケアの推進 - 創薬エコシステムの再編成、研究基盤強化による創薬力の抜本的強化 - イノベーションの推進や現役世代等の保険料負担に配慮する観点から費用対効果評価の更なる活用の在り方について、医薬品の革新性の適切な評価も含め検討 2025年薬価改定に関しては、イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇など取り巻く環境の変化を踏まえ、国民皆保険の持続可能性を考慮しながら、在り方について検討 - 後発医薬品の安定供給に係る法的枠組みを整備	- 働き方に中立的な年金制度の構築等 - 今夏の財政検証の結果を踏まえ、本年末までに制度改正についての道筋をつける - 社会保障・少子化をめぐる中長期課題への対応 - 縦割りを超えた政策連携の下、アジャイル型で先進技術・データを実装しながら政策を実証(全世代型健康診断によるプロアクティブケアの推進等)、包括的で地域の実情に応じた効果ある支援も実施 - 更なる健康へのインセンティブ、働き方に中立的な社会保障制度確立や働き方改革などを一体で推進する政策パッケージを策定、年齢・性別にかかわらず生涯活躍できる環境整備を推進 - 中長期的な社会保障システムの安定化と安心の確保を図る構造改革の在り方について研究
(2) 少子化対策・子ども政策 - 加速化プランに盛り込まれた施策の着実な実施 - 経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯対象の支援拡充等、子ども・子育て支援金制度導入に向けた環境整備等 - 子ども大綱の推進 - 全ての子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える / プレコンセプションケアの推進 - 困難な状況にある子ども・若者や家庭に対するきめ細かい支援、ひとり親支援 - 数値目標を含めた指標を活用したPDCA推進などEBPMの確実な実行	(3) 公教育の再生・研究活動の推進 - 令和型の質の高い公教育の再生 - 質の高い教師の確保・育成に向けた働き方改革の更なる加速化、処遇改善(2025年通常国会へ給特法改正案提出等)、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進 - チーム学校としての豊かな学びの実現に向けた体制・環境整備等 - 高等教育や高校教育の質向上と経済的負担軽減の推進 - 基礎研究力の抜本的強化に向けた研究の質を高める仕組みの構築	
(4) 戦略的な社会資本整備 - 広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開の推進、自立した地域経営主体の育成、広域的な都市圏のコンパクト化、インフラ老朽化対策 - インフラDXの加速（インフラデータの分野横断的な整備・オープン化や行政手続のオンライン化等の推進） - 中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進 - PPP／PFIの推進 - 持続可能な土地及び水資源の利用・管理	(5) 地方行財政基盤の強化 - 地域経済の活性化や新たな雇用の場の創出、防災・減災の取組強化、地域ごとに異なる将来の人口動態を踏まえた広域的な行政サービス提供やデジタル技術の徹底実装によるDXを推進 - 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保 - 複数団体による広域的な公共施設の集約化や共同利用等の取組を強化 - 自治体DXについて、フロントヤード改革とバックヤード改革を一体的に推進	

改革推進のためのEBPM強化

・多年度にわたる重要政策・計画を選定し、関係府省庁が予算要求段階からエビデンス整備の方針を策定、次年度の骨太方針策定前に進捗状況を報告。翌年度以降の予算編成に反映する方策の検討
--

第4章

当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方

令和5年11月の総合経済対策及び令和5年度補正予算、令和6年度予算及び関連施策を迅速かつ着実に執行。本方針における中長期的な経済財政の枠組みに沿った令和7年度予算の編成。

PPP/PFI推進アクションプラン 令和6年改定の主要事項

令和6年6月3日
民間資金等活用事業推進会議決定
をもとに国土交通省で作成

○PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定。

1.分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

- ・類似施設・共通業務の統合による効率化を図る
分野横断型PPP/PFIの形成促進
- ・自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する
広域型PPP/PFIの形成促進

2.民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

- ・適正な価格の算出の推進
(物価変動への対応、適正な予定価格の算出、
国有財産の貸付料・使用料算定方法のイコールフットingの明確化・周知)
- ・費用減少以外のメリットの適切な評価
- ・性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
- ・BOT※税制の延長等

※Build-Operate-Transfer:事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

3.事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大

- ・事業件数10年ターゲットの上方修正
- ・PPP/PFI活用領域の拡大
 - 自衛隊施設 (重点分野へ追加)
 - 集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP
 - 流域総合水管理の推進
 - 火葬場 ●スタジアム・アリーナ ●国立公園
 - 道路 (下関北九州道路)

4.PPP/PFIによる地方創生の推進

- ・空き家等の有効活用により地域課題を解決する
スモールコンセッション等のローカルPFIの形成促進
- ・具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォーム
の効果的な運営
- ・PPP/PFI事業の具体化に資するPFI推進機構の継続的な支援

○上下水道関連記載

		課題／これまでの成果	今後の取組
各分野の取組	インフラ	社会・経済の基盤である上下水道について、担い手不足、施設の老朽化、耐震化の遅れ等により、災害復旧にも支障が生じている中においても、サービスを維持するため、自治体の広域連携を進め、経営の改善を図ることが課題	(上下水道) 上下水道の管理業務・データといった「ソフト」の共通化・標準化を進めることにより、システム・施設といった「ハード」の連携や統合を含む広域化につなげる取組を上下水道一体で官民が協調して推進。

○会議における石破総理発言（抄）

出典：首相官邸HP

第2点は、イノベーションの進展にあわせた、レギュレーションの見直し、デジタル技術を活用した公共サービスの維持・強化であります。

校務DX(デジタル・トランスフォーメーション)の話もございましたが、校務DXによる教員の残業時間の削減といった働き方改革、介護現場のデジタル活用による人員配置の効率化、自動運転の導入加速化、AI(人工知能)や人工衛星の活用による上下水道のメンテナンスの合理化などが重要であります。関係大臣は、平大臣と連携し、KPI(重要業績評価指標)、これを設定しませんと何にもなりませんので、KPIを設定して、政策の改善を進めてください。



新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規 ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規
デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めた
官民連携強化

新規
地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、
12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

12の個別 施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的 分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

サイバーセキュリティ戦略の構成

(出典) サイバーセキュリティ戦略本部 第31回会合資料より抜粋

中長期的

1 2020年代を迎えた日本をとりまく時代認識

- 1-1 デジタル経済の浸透・デジタル改革の推進、SDGsへの貢献に対する期待、安全保障環境の変化、新型コロナウイルスの影響・経験、東京大会に向けた取組の活用

2 本戦略における基本的な理念

- 2-1 確保すべきサイバー空間は「自由、公正かつ安全な空間」
- 2-2 基本原則は従来の戦略で掲げた5つの原則を堅持（情報の自由な流通の確保、法の支配、開放性、自律性、多様な主体の連携）

3 サイバー空間をとりまく課題認識

環境変化からみたリスク、国際情勢からみたリスク、近年のサイバー空間における脅威の動向

戦略期間

4 目的達成のための施策

- ＜3つの方向性＞
- (1) デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーションとサイバーセキュリティの同時推進
 - (2) 公共空間化と相互連関・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保
 - (3) 安全保障の観点からの取組強化

経済社会の活力の向上及び持続的発展

- 1. 経営層の意識改革
- 2. 地域・中小企業におけるDX with Cybersecurityの推進
- 3. 新たな価値創出を支えるサプライチェーン等の信頼性確保に向けた基盤づくり
- 4. 誰も取り残さないデジタル／セキュリティ・リテラシーの向上と定着

国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現

- 1. 国民・社会を守るためのサイバーセキュリティ環境の提供
- 2. デジタル庁を司令塔とするデジタル改革と一体となったサイバーセキュリティの確保
- 3・4・5. 経済社会基盤を支える各主体における取組
 - ①(政府機関等)
 - ②(重要インフラ)
 - ③(大学・教育研究機関等)
- 6. 多様な主体によるシームレスな情報共有・連携と東京大会に向けた取組から得られた知見等の活用
- 7. 大規模サイバー攻撃事態等への対処態勢の強化

国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障への寄与

- 1. 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保
- 2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化
- 3. 国際協力・連携

横断的施策

研究開発の推進

人材の確保・育成・活躍促進

全員参加による協働・普及啓発

5 推進体制

「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保するための政府一体となった推進体制

水循環基本計画の変更について

- 水循環基本計画は、水循環基本法(以下「法」)に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため策定。情勢の変化を勘案等し、おおむね5年ごとに見直し(水循環政策本部で案文を作成し、閣議決定)
 - 近年の水循環に係る情勢の変化
 - ・ 令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活水の確保が課題。これにより、水循環を構成する水インフラの耐震化や地下水の活用等による代替性・多重性の確保など、平常時からの備えの重要性が顕在化
 - ・ 最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度から水道行政が国土交通省及び環境省に移管。上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化の一層の推進が必要
- これら水循環をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和6年8月30日に計画変更(あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を策定)

新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

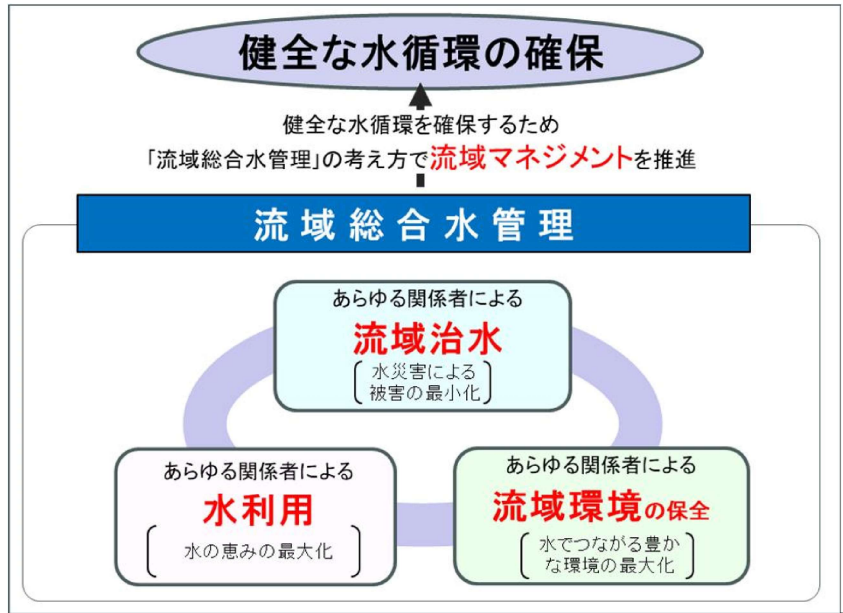
今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進

1. 代替性・多重性等による安定した水供給の確保
 - ・水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - ・非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
 - ・災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築
 - ・地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
 - ・上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進
3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進
 - ・流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - ・官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
 - ・渇水対策や治水対策などの適応策の推進
4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開
 - ・あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
 - ・地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

計画変更の実績等

- 平成27年7月10日(策定)
- 令和 2年6月16日(変更)
- 令和 4年6月21日(一部変更※)
- **令和 6年8月30日(変更)**
- ※ 令和3年の法改正(「地下水の適正な保全及び利用」を追加)を踏まえた一部変更



「流域総合水管理」の考え方(イメージ)

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

1. 位置づけ

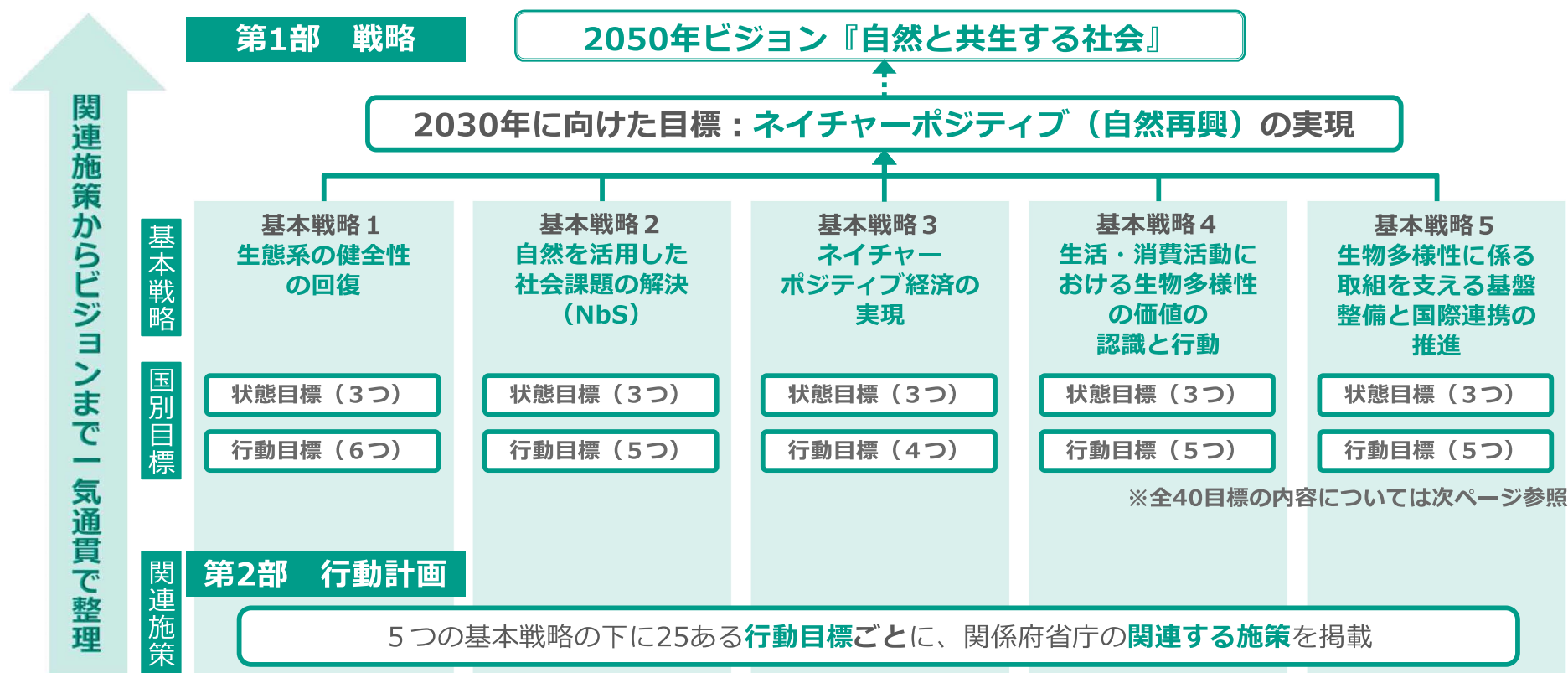
- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）**の実現を目指し、**地球の持続可能性の土台**であり**人間の安全保障の根幹**である**生物多様性・自然資本**を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ・**30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・**自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、**2030年のネイチャーポジティブの実現**に向け、**5つの基本戦略**と、基本戦略ごとに**状態目標（あるべき姿）**（全15個）と**行動目標（なすべき行動）**（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の**関連する具体的施策**（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための**指標群**を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）





環境危機

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の**3つの世界的危機**
地球の**環境収容力**（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある

文明の転換・社会変革の必要性 (Transformative Change)

だからこそ

経済・社会的課題にも熟知する必要

「**物質的豊かさの追求に重きを置く**これまでの考え方、**大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。**」
(1994年第一次環境基本計画)
✓ 化石燃料を始めとする地下資源へ過度に依存する**現代文明の地球的限界**

本質的に相互に関連

経済・社会システムの「**経路依存性**」「**イノベーションのジレンマ**」の存在により、環境危機への対応にも影響している可能性

「日本が100余年をかけて築き上げた**規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなった**という構造的な本質的な問題」(2000年版経済白書)
✓ 「**量的拡大**」「**集約化**」「**均一化**」することで効率的な経済活動を可能とする成功モデルを生み出す前提で設計された旧来のシステムからの転換の必要性。無形資産活用への遅れなど。

環境基本法第15条に基づく **すべての環境分野を統合する最上位の計画として**

目指すべき文明・経済社会の在り方を提示（環境・自然資本を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ）
「**環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく**」

- 目的を「環境保全と、それを通じた**現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』**」と明記。国民一人一人に寄り添う姿勢を明確化。
- ビジョンとしての**循環共生型社会**（環境・生命文明社会）
 - ✓ 「**環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる**」**「地上資源基調」文明**
 - ✓ **環境負荷の総量削減**、伝統的自然観にも基づき生態系の中の健全な一員へ、個々の取組から地球レベルまで**同心円の発想**、プラネタリー・ヘルス
- **「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現（市場的価値＋非市場的価値の向上）** → これまでと**「変え方を変える」**
 - ✓ 「**シン・自然資本**（自然資本と自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム）」を中心に据え、**環境価値**を活用した**循環・高付加価値型**の新たな経済社会システムへ
 - ✓ 最良の科学に基づく**スピードとスケール**、政府、市場、国民（市民社会、地域コミュニティ）の**共進化**、「新たな成長」の実践・実装の場としての**地域循環共生圏**
- **6分野（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）の重点戦略による施策の統合・シナジー**
- **水俣病問題等の環境行政の原点というべき分野の取組を、なお一層進める。**

地球温暖化対策計画の改定について

地球温暖化対策計画
(令和3年10月22日)閣議決定 概要

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（**太陽光**等）
- 住宅や建築物**の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに**100以上の「脱炭素先行地域」**を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

気候変動適応計画の概要

令和3年10月22日閣議決定
(令和5年5月30日一部変更)

目標

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す

計画期間

今後おおむね5年間

基本的役割

基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

1

あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

2

科学的知見に基づく気候変動適応を推進する

3

我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する

4

地域の実情に応じた気候変動適応を推進する

5

国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する

6

開発途上国の適応能力の向上に貢献する

7

関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

進捗管理

PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標(*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施
(*)分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など

気候変動の影響と適応策（分野別の例）

農業	影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入	自然生態系	影響 造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全
自然災害	影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進	健康	影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達
水資源・水環境	影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等	経済活動・産業	影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進
	影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等	国民生活・都市生活	影響 インフラ・ライフラインへの影響 適応策 施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等

気候変動適応に関する基盤的施策

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

熱中症対策実行計画に関する基本的事項

実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定

はじめに

- ～気候変動問題への対応～
- ～日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服～
- ～第六次エネルギー基本計画の構造と2050年目標と2030年度目標の関係～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の歩み

- (1) 福島復興はエネルギー政策を進める上での原点
- (2) 今後の福島復興への取組

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化

- (1) 脱炭素化に向けた世界的潮流
- (2) 気候変動問題以外のエネルギーに関係する情勢変化

3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認

- (1) あらゆる前提としての安全性の確保
- (2) エネルギーの安定供給の確保と強靱化
- (3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保
- (4) エネルギー全体の経済効率性の確保

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- (1) 2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- (2) 複数シナリオの重要性
- (3) 電力部門に求められる取組
- (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け
- (2) 2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- (3) 需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- (4) 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- (5) 再生可能エネルギーの主力電源への取組
- (6) 原子力政策の再構築
- (7) 火力発電の今後の在り方
- (8) 水素社会実現に向けた取組の抜本強化
- (9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
- (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方
- (11) エネルギーシステム改革の更なる推進
- (12) 国際協調と国際競争
- (13) 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発・社会実装等の推進

7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

- (1) エネルギーに関する国民各層の理解の増進
- (2) 政策立案プロセスの透明化と双方向的なコミュニケーションの充実

エネルギー基本計画の全体像

- 新たなエネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことが重要テーマ。
 - 世界的な脱炭素に向けた動きの中で、国際的なルール形成を主導することや、これまで培ってきた脱炭素技術、新たな脱炭素に資するイノベーションにより国際的な競争力を高めることが重要。
- 同時に、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服が、もう一つの重要なテーマ。安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を進める。
- エネ基全体は、主として、①東電福島第一の事故後10年の歩み、②2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応、③2050年を見据えた2030年に向けた政策対応のパートから構成。

- 本政策大綱では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、**継続的に実施**。
- 令和5年度中の改正案の国会提出も視野に入れた**食料・農業・農村基本法の見直し**の検討結果を踏まえ、本政策大綱も必要に応じて**施策の見直し**。KPI(成果目標)についても**随時改善**。

I 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

(1) 食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換

- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
- 耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料(魚粉)の国産化の推進
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く省エネ技術の導入加速化 等

(2) 安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

- 水田を畑地化し、麦・大豆等の本作化の促進
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な米粉の生産・利用の拡大支援
- 食品事業者における国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進等

2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

(1) 農林水産業の経営への影響の緩和

- 肥料、配合飼料、燃料の高騰へ対応
- 日本政策金融公庫による資金繰り支援 等

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

- 国民理解醸成に向け情報発信
- 食品ロス削減・フードバンクへの支援 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農林水産業の展開と実装に向けたサポート体制の強化 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 2025年の輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けて、輸出産地の形成、品目団体の認定、輸出支援プラットフォームの設立 等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の実現に向けて、堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増、堆肥の広域流通、オーガニックビレッジの創出、エリートツリーの活用・国産材の安定供給 等

新たなバイオマス活用推進基本計画の概要（令和4年9月6日閣議決定）

- 持続的に発展する経済社会や循環型社会の構築に向け、「みどりの食料システム戦略」に示された生産力の向上と持続性の両立を推進し、地域資源の最大限の活用を図ることが重要。
- 今回の改定においては、新たに、農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進、製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェアを国産バイオマス産業による獲得を目指す。

第1 基本的な方針

- 農林漁業者等のバイオマス供給者、製造事業者、金融機関、学識経験者、行政機関等が連携を図り、バイオマス活用における需給に応じた適切な規模のバイオマス活用システムの構築を推進
- 地域課題への対応に向け、**地域が主体**となったバイオマスの総合的な利用を推進
- バイオマスの活用が脱炭素社会の形成に貢献するなど、消費者の理解の醸成による需要構造の変化を促進
- 生物多様性の確保等の環境保全に配慮しつつ、バイオマスの生産と利用の速度のバランスを維持し、持続可能な活用を推進

第2 国が達成すべき目標

- バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得に向け、以下を2030年度目標として設定

・ 環境負荷の少ない持続的な社会の実現

バイオマスの年間産出量の約80%を利用

・ 農山漁村の活性化
・ 地域の主体的な取組を推進

全都道府県で

バイオマス活用推進計画を策定
全市町村がバイオマス関連計画を活用

・ バイオマス産業の発展

製品・エネルギー産業のうち
国産バイオマス関連産業で市場
シェアを2倍（1%→2%）に伸長

第3 講ずべき施策

【バイオマスの活用に必要な基盤の整備】

- 「バイオマス産業都市」などを通じ、原料の生産から収集・運搬、製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムの構築を推進

【バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等】

- バイオマスの供給基盤となる食料・農林水産業の持続性の確保
- バイオマスの特性に応じた高度利用について、利用者の理解を醸成しつつ推進
（家畜排せつ物の堆肥の高品質化、下水汚泥の肥料化・リン回収、混合利用等）

【バイオマス製品等の利用の促進】

- バイオマスのより付加価値の高い製品利用、熱電併給等の効率的なエネルギー利用、多段階利用を推進

第4 技術の研究開発

- エネルギーの地産地消に向けたバイオマスの高度利用により、バイオガスからメタノールや水素等を製造する技術や混合利用などエネルギー利用技術の拡大
- 航空分野における脱炭素化の取組に寄与する持続可能な航空燃料（**SAF**：Sustainable Aviation Fuel）の社会実装に向けた取組の推進
- 施設から排出されるCO₂の回収・有効利用（CCU：Carbon dioxide Capture and Utilization）や、バイオ炭による炭素の貯留効果に関する研究を推進
- 日本固有の樹木であるスギのリグニンからの**改質リグニン**製造や、木質バイオマスや農産物残渣中のセルロースから**セルロースナノファイバー**を製造するなど、バイオマスのマテリアル利用を進めていくために必要な変換技術等の研究開発を推進

I. これまでの成果と新たな戦略の策定

- ◆2013年からの7年間、**官民一体となった取組**を推進。
- ◆2018年の受注額は約25兆円に達し、「**2020年に約30兆円**」の目標に向け増加基調。ただし、現下のコロナの影響に留意。
- ◆近年の情勢変化を踏まえ、**2021年から5年間の新目標を掲げた新戦略**を策定。
- ◆新戦略では、**官民及び関係省庁間の情報共有を徹底**し、一体となって戦略的に対応するための**プラットフォームを一層充実**させる。

II. 新たな戦略の目的及び成果目標

現戦略策定(2013年)後の情勢変化

- 新興国企業との競争の激化
- SDGs(2015年国連)の考え方の普及
- 国際情勢の複雑化(インド太平洋地域は様々な変化に直面)

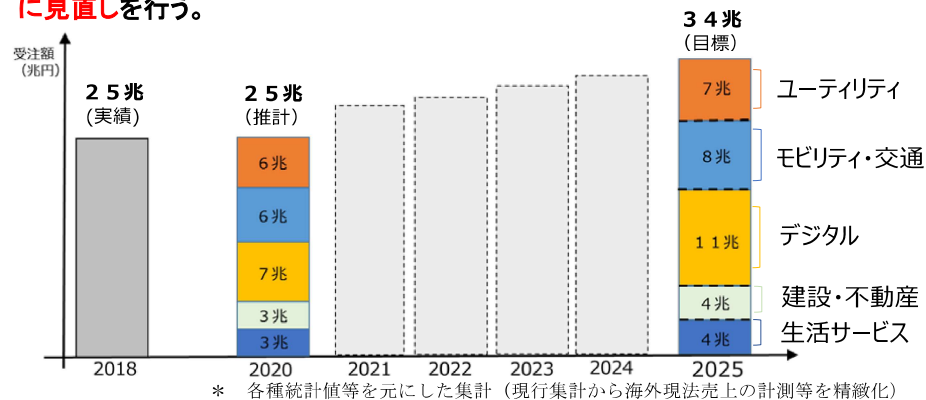


目的:「経済成長の実現」という単独目的から、3本の柱立てに

1. カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた**経済成長**の実現
2. 展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献
3. 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現

目標:KPIの設定

- **2025年のインフラシステムの受注額の目標**として、新たに「**34兆円**」を掲げる。
- 新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響等を踏まえ、必要に応じ、**期中に見直し**を行う。



- 現行の**総理によるトップセールス(目標:年間10件以上)**を設定する他、戦略遂行上の指標として、新たなKPIの枠組みを検討する。

III. 施策の柱(現行の4本から8本に再構築)

1. 現下の重要課題への対応

① コロナへの対応の集中的推進

- 中断中の案件への**緊急対応**(再開に向けた展開国への働きかけ、資金確保等)
- 展開国のニーズに応じ、**医療・保健・公衆衛生分野の強靱化**に貢献

② カーボンニュートラルへの貢献

- 「**2050年カーボンニュートラル実現**」に向け、共同開発・実証、海外市場の獲得等を通じ、我が国のカーボンニュートラルを促進するとともに、**世界の脱炭素化**にも貢献
- 石炭火力発電プロジェクトについては、輸出要件を明確化し、支援を厳格化

③ デジタル技術・データの活用促進

- デジタル技術による既存インフラの維持管理・運営の高度化、インフラから得られる**データを活用したサービスの展開**
- 先進技術を有するパートナー国企業とのマッチング支援等

2. 目的の多様化への対応

④ コアとなる技術の確保

- プロジェクトの中で**重要技術や主導権を確保**した上で、現地企業等との連携を通じた**コスト競争力の確保**に向けた取組を促進
- 我が国企業の技術開発、組織再編・人材育成、現地企業等との連携支援

⑤ 質高インフラと現地との協創の推進

- **強靱化や社会配慮を含む質高インフラ投資原則**の普及・実践のための政策対話を推進
- 現地ニーズに合致した開発モデルを協創するため、**スマートシティ**を始め、展開国の複合領域に跨るインフラ開発について、**上流からの関与**を強化

⑥ 展開地域の経済的繁栄・連結性向上

- ハード・ソフトの両面で、**FOIPに資する戦略的な案件形成**を推進
- ビジョンを共有する**パートナー国との連携**を強化
- 適切にリスク管理のため、ODAを含む**広範な公的資金ツール**を見直し・活用

3. 手法の多様化への対応

⑦ 売り切りから継続的関与へ

- インフラの運営・維持管理(O&M)、投資による事業運営への参画を促進
- 我が国の強みの特定・類型化、ODA等を活用し、**インフラ整備からO&Mまでの一体的な案件形成**を支援、現地との協業に向けた**人材育成・技術移転とのパッケージ支援**

⑧ 第三国での外国政府・機関との連携

- 第三国におけるパートナー国企業との協業を促進
- **パートナー国政府・機関との協力枠組構築**(金融機関間の協力覚書等)と具体案件支援